

# 安全文化構築に向けて

---

平成21年11月10日

航空局技術部

宮下 徹

## 航空会社の安全管理体制の構築

### ○ 航空法第103条(平成18年10月1日施行)

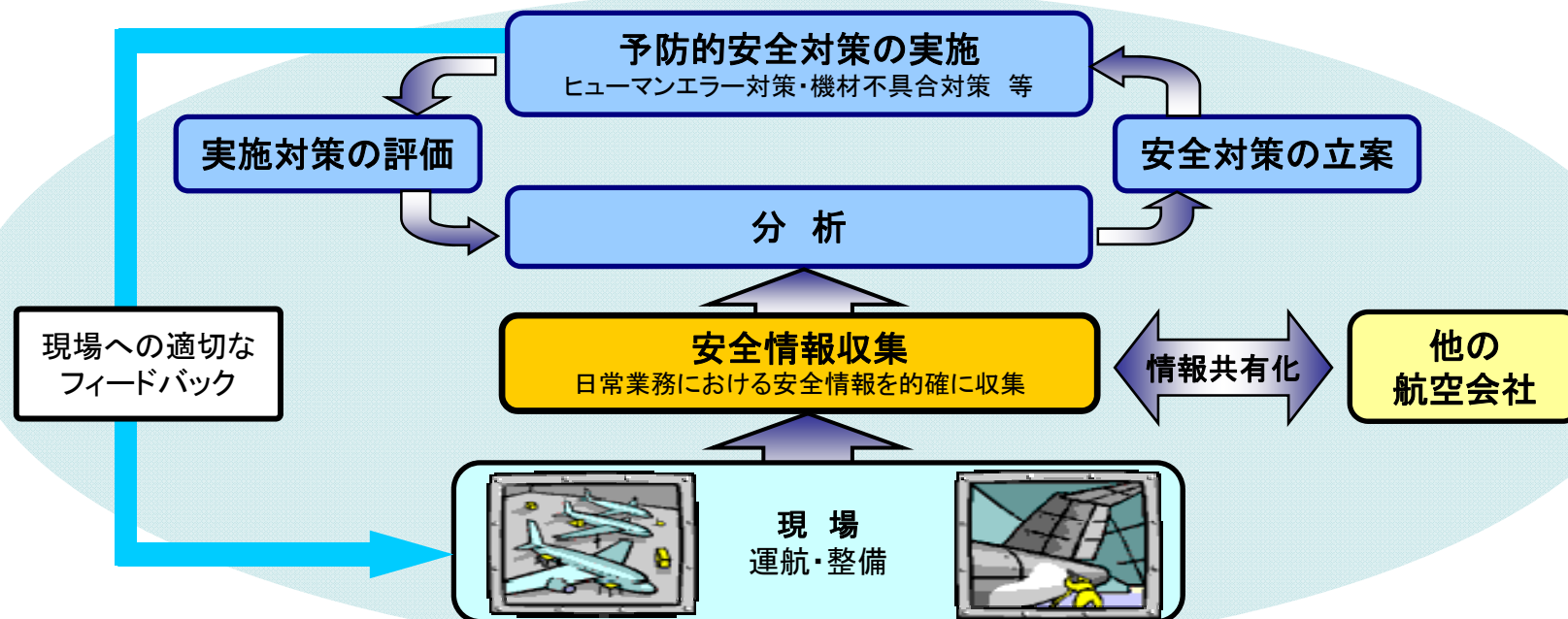
本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

### ○ 航空法第103の2条(平成18年10月1日施行)(安全管理規程等)

「安全管理規程」の作成(届出義務)

「安全統括管理者」の選任(届出義務)

- ・ 安全を最優先とした事業運営の徹底
- ・ 経営と現場及び部門間の意思疎通の円滑化
- ・ 社内での安全情報の共有化とリスク管理の実践 等



規程の審査・安全監査等を通じた、航空会社への適切な指導(航空局)

航空輸送の安全にかかわる情報を収集・整理・公表するとともに、予防的な安全対策に活用

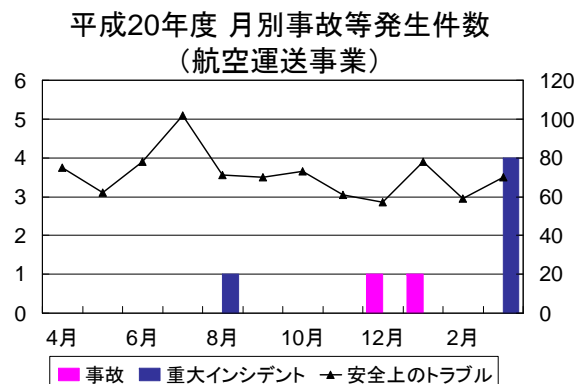
## ○ 航空法第111条の4(平成18年10月1日施行)

航空運送事業者及び航空機使用事業者は、事故、重大インシデント及び安全上のトラブルが発生したときは、国土交通大臣に事態の概要、不具合の要因分析、再発防止策等を報告しなければならない。

### 航空法第111条の4に基づき 航空事業者から報告される安全情報

航空運送業者からの安全情報(H20年度): 863件

- 航空事故: 2件
- 重大インシデント: 5件
- 安全上のトラブル: 856件



個々の安全情報を踏まえ、事業者の対策内容の確認・指導、他の事業者への水平展開等のフォローを実施。さらには、局内会議において局内幹部との情報共有・対策状況の確認等を実施。

### 航空安全情報分析委員会 (年2回開催)

航空事業者から報告された安全情報等を踏まえ、安全性向上のため必要な対策等について、有識者を交えて審議・検討

#### 安全情報等の分析

#### 必要な対策の審議・検討

(航空安全情報分析委員会(H21.6)審議結果)

- ASIMSシステムを用いた予防的な安全対策の推進
- 安全監査等を通じた監視・監督の強化
- ヒューマンエラー防止対策の推進

航空安全情報の公表

予防的な安全対策の推進

# 制度導入による効果と今後の課題

## 制度導入による効果

### <安全管理体制の確立>

- ・経営トップのコミットメントや部門間の連携等、安全意識の向上
- ・安全情報共有の促進と安全施策の迅速化
- ・コンプライアンス意識の向上

### <義務報告制度の創設>

- ・安全上のトラブルに関するデータの蓄積、データの標準化、透明性の向上
- ・社内での安全情報の共有、活用の促進

## 今後の課題

- ・自発的報告制度の活性化
- ・他社の安全情報の共有、活用方策(ASIMSシステムの活用)
- ・安全情報の分析能力の向上